

イ 令和8年度戦没者遺骨収集等実施状況

令和8年7月末現在

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収容遺 骨数 (柱)	検体採 取数 (柱相当)	備 考
		政府職員	推進協会	計			
【旧ソ連抑留中死亡者】 カザフスタン共和国(遺骨収集協議等)	R8.6.14～R8.6.19	3	1	4	0	0	
小 計		3	1	4	0	0	
【南方地域等】							
パラオ(現地調査①)	R8.4.25～5.28	3	18	21	0	0	
東部ニューギニア(現地調査・遺骨収集①)	R8.5.9～5.29	2	5	7	0	4	検体のみ送還
インド(現地調査①)	R8.5.10～5.23	1	3	4	0	0	
ミクロネシア(現地調査)	R8.5.12～5.23	0	4	4	0	0	
マリアナ(遺骨収集①)	R8.5.16～5.22	2	2	4	0	43	
モンゴル(ノモンハン)(現地調査)	R8.5.20～R8.6.4	0	2	2	0	0	
ミャンマー(現地調査①)	R8.5.31～6.10	0	3	3	0	0	
インドネシア(現地調査・遺骨収集①)	R8.5.31～6.13	3	7	10	0	2	検体のみ移送※
マーシャル諸島(現地調査)	R8.6.9～6.19	0	2	2	0	0	
パラオ(現地調査②)	R8.6.10～7.16	4	17	21	0	0	
米国(遺骨収集)	R8.6.23～6.30	4	0	4	0	15	検体のみ送還
タイ(現地調査)	R8.7.12～7.22	0	4	4	0	0	
マリアナ(現地調査①)	R8.7.13～7.22	1	6	7	0	0	
ミャンマー(協議)	R8.7.19～7.25	2	0	2	0	0	
小 計		20	73	93	0	64	
【硫黄島】							
第1次常駐業務	R8.4.7～R8.4.23	1	0	1			
第2次常駐業務	R8.5.26～R8.6.11	2	0	2			
第3次常駐業務	R8.6.10～R8.7.2	1	0	1			
第1次遺骨収集	R8.6.24～R8.7.9	3	18	21	10	10	
第4次常駐業務	R8.7.2～R8.7.16	1	0	1			
第5次常駐業務	R8.7.15～R8.7.30	1	0	1			
小 計		9	18	27	10	10	
合 計		32	92	124	10	74	

※収容遺骨数については、7月末現在で確認できた遺骨数(柱数)を記載(遺骨鑑定中の遺骨は含まない。)

※戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。

※インドネシアについては、両国間の協定に基づき、インドネシア政府の研究機関においてDNA解析を行うことから、「移送」と記載。